WAKAMATSU OFFICE

若松税理士事務所通信

令和　８年１１月号　No.159

＜ごあいさつ＞

１０月以降、朝夕は肌寒くなり、日中との温度調節が難しい日が続いております。風邪など引かれませぬよう、くれぐれもお体ご自愛ください。

＜税務のご案内について＞

◎年末調整と源泉所得税の納付

１１月に入り、年末調整の作業を行っている最中かと思います。年調年税額の計算後は、従業員様に過不足額の精算を行うと同時に、源泉所得税を納付する必要がございます。**毎月納付**の場合は**翌月１０日**が、**納期の特例**の場合（７月～１２月支給分）は**１月２０日**が納付期限なので、納付漏れがないようご注意下さい。

◎確定申告のご準備

個人の方は、暦年課税のため、１月～１２月が事業期間になります。申告期限は、３月１５日ですが、ゆとりある申告手続きのためには、早め早めに必要な書類をご準備していく必要があります。なお、商品・仕掛品・貯蔵品がある場合には、１２月末日時点での棚卸表を作成する必要があります。年末は何かとお忙しいと思いますが、お早めにご準備をお願い致します。

また、各所得控除を受けるためには、各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済）や領収書（医療費、寄附金）が必要です。

なお、住宅ローン控除等をうける場合には、控除申告書および借入金年末残高証明書が必要です。

◎消費税の簡易課税の届出

基準期間の課税売上が**５，０００万円以下**であれば、簡易課税制度による計算ができます。

ただし、この制度を選択する場合には、**適用を受けようとする事業年度の前年度末日まで**（個人は１２月末日）に届出を提出する必要があります。

なお、多額の投資を考えている方は、原則課税と簡易課税の有利判定を行いましょう。

◎生前贈与の検討

生前贈与には、次の２つの方法があります。

① 暦年課税による贈与

１年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額 110 万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して贈与税額を算出。

※相続開始前**３年間**だった生前贈与の持ち戻し（相続財産への加算）期間が、順次**最長７年間**へと延長。

② 相続時精算課税による贈与

１年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額（110 万円）**を控除し、特別控除（最高 2,500 万円）の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20 %の税率を乗じて贈与税額を算出。

※届出書の提出期限と要件の確認が必要

贈与の時期		加算対象期間
~令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日~	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日~令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日~令和12年12月31日	令和6年1月1日~相続開始日
	令和13年1月1日~	相続開始前7年間

（参照：国税庁ホームページ）

＜１１・１２月の税金関係＞

① ９月決算の確定申告・３月決算の中間申告
② 所得税の予定納税額の納付…１１月末日
③ 個人事業税の納付…１１月末日
④ 固定資産税の納付…１２月末日
⑤ 源泉所得税（納特）の納付…１月２０日

また、確定申告までには、まだまだお時間はありますが、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・ＦＡＸにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電　話：083-242-1448
ＦＡＸ：083-242-1449
E-mail： info@wakamatsu-office.com
ＨＰ：www.wakamatsu-office.com